# 会費規程

平成26年11月8日 制定 平成26年11月18日 法人名称変更 平成28年3月4日 改訂

## 会費規程

#### (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人未踏基盤(以下「当法人」という。)の定款第8条の規定 に基づき、会員の入会金、会費等を定めることを目的とする。

## (入会金)

- 第2条 会員の入会金は次の通りとする。入会金は代表理事の承認のもと、期間限定で減額 もしくは無料にすることができる。
  - (1) 個人
    - (ア)代表正会員および正会員 なし
    - (イ)賛助会員 なし
    - (ウ)利用会員月額会費の3ヶ月分(エ)特別賛助会員理事会により都度定める
  - (2) 法人
    - (ア)代表正会員および正会員 なし
    - (イ) 賛助会員 なし
    - (ウ)利用会員 年会費の半額
    - (エ)特別賛助会員 理事会により都度定める

#### (正会員の会費)

- 第3条 正会員、代表正会員の会費は、年額を次の通りとする。
  - (1) 個人
    - 無料
  - (2) 法人
    - 年会費1,000万円
    - 公益法人及びそれに類する団体の会費は代表理事の承認のもと相手団体と協議のうえ定める。

## (賛助会員の会費)

- 第4条 賛助会員の会費は、年額を次の通りとする。
  - (1) 個人
    - 月額2,980円
  - (2) 法人
    - 年会費360万円
    - 公益法人及びそれに類する団体の会費は代表理事の承認のもと相手団体 と協議のうえ定める。

#### (利用会員の会費)

第5条 利用会員の会費は、年額を次の通りとする。利用会員の会費は、代表理事の承認の 元期間限定で減額もしくは無料にすることができる。

- (1) 個人
  - 月額980円
- (2) 法人
  - 年会費480万円

● 公益法人及びそれに類する団体の会費は代表理事の承認のもと相手団体 と協議のうえ定める。

#### (特別賛助会員の会費)

第6条 特別賛助会員の会費は、理事会により都度定める。

### (入会金、会費の納入)

- 第7条 年会費の納入は原則として、入会月の翌月末までに一括納入するものとする。
  - 2 月会費の納入は原則として、当該月の月初までに納入するものとする。
  - 3 月の途中に入会した会員の当該月の月会費は、月初に入会した場合と同様とし、次 月の月会費と合わせて納入するものとする。

#### (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の決議を得て実施することができる。

<附 則>

この改訂規程は平成28年3月4日からこれを適用する。